平成２８年（フ）第３７６号
愛知県海部郡大治町大字花常字東屋敷76番地古久マンション206号
債務者　小栗　暁男
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６号
宮城県東松島市牛網字駅前３丁目１番地１サンハイツミワ101号室
債務者　岩井　祐介
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
広島県福山市神辺町大字川北770番地２　エスポワール神辺203
債務者　中野　直樹
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３３３号
名古屋市中区橘２丁目３番35号
債務者　丹羽　裕之
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９号
佐賀市嘉瀬町大字中原1676番地３
債務者　武富沙有里
1　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1308番地16
債務者　仲山　邦子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７号
愛知県知多市つつじが丘２丁目１番地　28―105
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９８号
大阪府豊中市山ノ上町６番47―802号、前住所福井市八重巻町第16号40番地１サンセールヤエマキ104号
債務者　大山　真生
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２０号
東京都西東京市ひばりが丘北２丁目７―18―102
債務者　横山　慎一
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９１５号
東京都足立区日ノ出町27―３―237
債務者　植田　晃衛
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９２７号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15
債務者　中村友佳子（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９３５号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目１―２―202
債務者　長友　秀壽
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９号
岡山市北区西古松２丁目12番23号難波マンション302号
債務者　石原　美穂
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２号
岡山市北区大元駅前５番22号302号
債務者　三戸　和博
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３４９号
東京都江戸川区東小岩６丁目35―５―206
債務者　小林　正美
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８３号
東京都八王子市高尾町1564番地１メゾン904　206号
債務者　清水　信治
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部